

該当する人は
申請を

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請によって免除または猶予される制度があります。

【多段階免除・納付猶予申請】

令和2年度分（7月～令和3年6月分）の保険料について、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、納付猶予の申請を受け付けています。

▼申請受付 7月1日（水）から

※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって、免除などの申請もできます。

▼申請場所 国保年金課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

※市民課駅前分室、城東分室では受け付けできません。

▼申請に必要なもの 年金手帳かマイナンバーを確認できる書類／本人確認できる書類／失業を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証等／代理申請する場合は委任者の印鑑（スタンプ印不可）および委任状

【継続免除申請】

令和元年7月から令和2年6月までの保険料が全額免除、納付猶予に承認された人で、令和2年

7月以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらためて手続きを行う必要はありません。ただし、住所が異なる配偶者（夫または妻）については、申し出が必要です。

また、失業や天災等を理由として全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請が必要です。忘れないで手続きをしてください。

※いずれの申請をする場合も、個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の影響による免除等のご相談はお問い合わせください。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎ 40-7048）、岩木総合支所民生課（☎ 82-1628）、相馬総合支所民生課（☎ 84-2113）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27-1339）



不明な点は
お問い合わせを

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知を発送します

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月15日（水）に発送する予定です。届くまでは数日かかる見込みですので、あらかじめご了承ください。届いたら記載内容を確認し、不明な点があればお問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については相談に応じていますので、国保年金課にご連絡ください。（新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については7ページをご確認ください）

※問い合わせや相談の対応には時間がかかることもありますのでご了承ください。なお、所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課（ともに市役所2階）で行ってください。

▼その他 第1期分からの減免申請は、第1期の納期限当日（7月31日（金））が申請期限ですので、ご注意ください。

国民健康保険被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日から更新されることに伴い、新たな保険証を7月下旬ころに被保険者個人ごとに発送します。

新しい保険証の色は「薄橙（うすだいだい）色」で、有効期限は一部（途中で75歳に到達する人など）を除き、令和3年7月31日です。

届いた保険証の記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課か岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（市役所1階、☎ 40-7046）／岩木・相馬総合支所民生課窓口

各種申請は
お早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

【令和2年度保険料の軽減措置について】

①所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。軽減割合は次のとおりです。

令和元年度		令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	8割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	7割
33万円+(28万5,000円×被保険者の数)以下	5割	33万円+(28万5,000円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割	33万円+(51万円×被保険者の数)以下	2割



②被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、より高い均等割の軽減（7.75割軽減、7割軽減）が受けられます。

保険料の減免について

【令和2・3年度保険料について】

保険料算定の基となる保険料率（均等割額・所得割率）は、青森県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直しが行われ、それに応じて保険料が変更となります。医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、令和2・3年度の保険料は次のとおりとなります。

均等割額 (被保険者全員が 納める額)	所得割額 (所得に応じて納め る額)	=	年間保険料 (賦課限度額は 64万円(100 円未満は切り 捨て))
4万4,400円	+ 基礎控除後の所得 (※1) × 8.30% [所得割率]	=	64万円(100 円未満は切り 捨て))

(※1) … 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎ 40-7046）／岩木・相馬総合支所民生課窓口